○九州地方整備局告示第二百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十九日　　九州地方整備局長　金尾　健司

一　施行者の名称　鹿児島県
二　都市計画事業の種類及び名称　国分都市計画道路事業三・四・十一号新町線
三　事業施行期間　自平成二十六年十二月十九日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　鹿児島県霧島市国分中央一丁目、国分向花町
　使用の部分　鹿児島県霧島市国分中央一丁目

○九州地方整備局告示第二百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十九日　　九州地方整備局長　金尾　健司

一　施行者の名称　鹿児島県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年九州地方整備局告示第六十五号伊集院都市計画道路事業三・五・四号郡中央通り線
三　事業施行期間　自平成十七年三月三十日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　平成十七年九州地方整備局告示第六十五号及び平成二十四年九州地方整備局告示第八十一号の事業地のうち、鹿児島県日置市大字伊集院町郡字井手原、字草水、字宮脇、字東、字片平下、字池水流地内において事業地を変更する。
　使用の部分　なし

○北海道開発局告示第百五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日　　北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十九号	北見市留辺蘂町富士見国有林網走東部森林計画区網走中部森林管理署一〇七〇林班ほ小班地内	北海道開発局及び同局網走開発建設部
〃	北海道網走郡美幌町字美芳二九番二から同町字美芳二八番七まで	〃
二百三十二号	北海道苫前郡苫前町字旭四三番一から同町字旭四四番一二まで	北海道開発局及び同局留萌開発建設部
二百三十三号	北海道雨竜郡秩父別町字秩父別二二〇二番二から同町字秩父別二二〇二番五まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二百三十六号及び三百三十六号	北海道浦河郡浦河町字白泉国有林日高森林計画区日高南部森林管理署三二一八林班い小班から同町字白泉五六番一まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
〃	北海道浦河郡浦河町字月寒四二〇番から同町字月寒四二二番まで	〃
〃	北海道浦河郡浦河町字月寒三七六番二地内	〃

供用開始の期日　平成二十六年十二月十九日

公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第４１４号

新潟市中央区和合町１丁目９番17―210号
債務者　山田　亜紀
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊原真千子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６号

和歌山県新宮市三輪崎２丁目11番31号
債務者　染矢喜佐代
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　網　康秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月９日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２６年（フ）第３２５号

広島市安佐南区長束４丁目18番17―108号
債務者　八重垣英和
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　正剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５８６号

福岡市東区香住ケ丘１丁目27番45―108号
債務者　豊田　麻子（旧姓玉木）
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳永　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６９３号

福岡市東区松田３丁目19番６―606号、旧住所福岡市博多区千代１丁目１番67―308号
債務者　坂元　玄徳
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石坂　崇彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月13日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４９号

福岡県柳川市大和町中島457番地１　コーポ中島201号
債務者　萩尾　晃
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第５１号

福岡県大川市大字鐘ケ江115番地１
債務者　橋口　正信
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島　正寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係